

## 9-4 簡易課税とは

簡易課税について、基本的な内容を確認しておきましょう。

### 1 簡易課税の算出方法

簡易課税は、売上高に対して、**事業区分**に応じた**みなし仕入率**を乗じて、簡易に消費税額を計算します。

### 2 事業区分

事業区分は次の6つです。該当する事業区分のみなし仕入率が、消費税の計算に使われます。

|       |  |
|-------|--|
| 第一種事業 | <b>卸売業</b> （他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業）   |
| 第二種事業 | <b>小売業</b> （他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの）   |
| 第三種事業 | <b>農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業</b> （製造小売業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除く。     |
| 第四種事業 | 第一種事業、第二種事業、第三種事業及び第五種事業以外の事業をいい、具体的には <b>飲食店業</b> など。<br>なお、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業となる。 |
| 第五種事業 | <b>金融・保険業、運輸通信業、サービス業</b> （飲食店業に該当する事業を除く）をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除く。                                       |
| 第六種事業 | <b>不動産業</b>  |

※ 第五種の金融・保険業、第六種の不動産業は平成27年4月以後に開始する課税期間から適用  
27年3月までに開始する課税期間の場合は、金融・保険業は第四種、不動産業は第五種

### 3 みなし仕入率

---

みなし仕入率は、次のとおりです。

該当する事業区分のみなし仕入率を使って、消費税を計算します。

- 第一種事業 90%
- 第二種事業 80%
- 第三種事業 70%
- 第四種事業 60%
- 第五種事業 50%
- 第六種事業 40%

---

## 9-5 本則課税とは

---

P.45~P.50 は、本則課税を選択している方を対象にしています。

### 1 本則課税の算出方法

---

本則課税は、売上に対する消費税額から、仕入に対する消費税額を差し引いて消費税額を算出します。

### 2 課税の対象の4要件

---

消費税は、次の4要件を満たした場合に課されます。

- ① 国内において行ったものであること
- ② 事業者が事業として行ったものであること
- ③ 対価を得て行ったものであること
- ④ 資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供であること

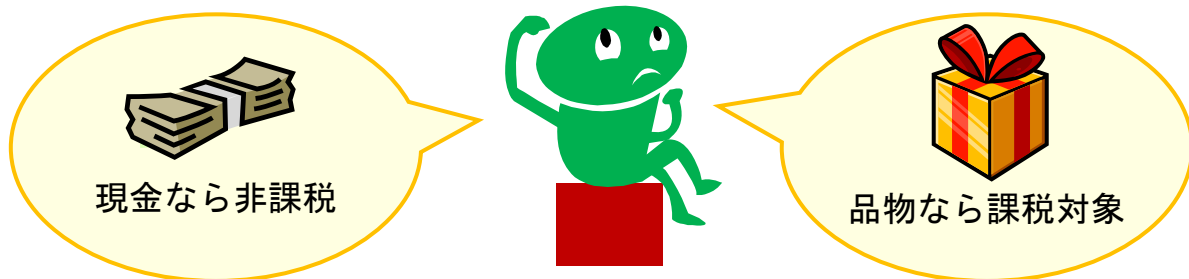
## 5 消費税の処理の注意点

消費税は同じ勘定科目でも、課税される場合とそうでない場合があるので注意が必要です。

例として、従業員が結婚してお祝いを贈ったとします。

勘定科目は「福利厚生費」で処理しますが、品物で贈った場合は、品物を購入するときに消費税が課され、現金で贈った場合は、消費という行為ではないため、消費税が課されません。

同じ福利厚生費でも…



では、上記を踏まえ、ソフト上では具体的に何に注意すればよいのか、次の仕訳の入力例で確認してみましょう。

【例1】：従業員に結婚祝いとして、30,000円の祝い品を贈った。

|       |         |    |        |           |
|-------|---------|----|--------|-----------|
| 福利厚生費 | 30,000  | 現金 | 30,000 | 従業員の結婚祝い品 |
|       | (2,222) |    |        | 課対仕入8% 内税 |

【例2】：従業員に結婚祝いとして、30,000円の現金を贈った。

|       |        |    |        |              |
|-------|--------|----|--------|--------------|
| 福利厚生費 | 30,000 | 現金 | 30,000 | 従業員の結婚祝い(現金) |
|       |        |    |        |              |

↑  
この欄に注目

前述の【例2】の入力する流れを具体的に見ていきます。

科目で「福利厚生費」を指定した場合、既定では課税対象となるので、下図の赤枠の欄は「課対仕入8%」と表示されます。

|       |         |    |        |           |
|-------|---------|----|--------|-----------|
| 福利厚生費 | 30,000  | 現金 | 30,000 | 従業員の結婚祝い品 |
|       | (2,222) |    |        | 課対仕入8%    |
|       |         |    |        | 内税        |



しかし、【例2】のように、課税対象とならない取引（現金で贈った）だった場合は、赤枠の欄を（課税の）[対象外]に変更する必要があります。

|       |        |    |        |              |
|-------|--------|----|--------|--------------|
| 福利厚生費 | 30,000 | 現金 | 30,000 | 従業員の結婚祝い(現金) |
|       |        |    |        | 対象外          |
|       |        |    |        | 対象外          |
|       |        |    |        | 対象外売上        |
|       |        |    |        | 対象外仕入        |

※赤枠の欄で「対象外」を指定するには、その欄で「T」を入力するとすぐに呼び出せます。



なお、「対象外」に設定した場合、その欄は、次の仕訳を入力した時点で空欄に置き変わります。

|       |        |    |        |              |
|-------|--------|----|--------|--------------|
| 福利厚生費 | 30,000 | 現金 | 30,000 | 従業員の結婚祝い(現金) |
|       |        |    |        |              |

「福利厚生費」の他に、「接待交際費」、「地代家賃」、「通信費」、「旅費交通費」、「諸会費」等についても、上記のように「対象外」にする取引がありますので注意が必要です。

また、上記とは逆に、既定では課税対象外の扱いになっている科目を、課税対象に変えるケースもあります。（「諸会費」、「給料手当」などで発生）

次の項で、どのようなケースがあるのか具体的に見ていきます。

## 第10章 仕訳練習問題

会計ソフトの操作に入る前に、もう少し仕訳練習をしましょう。

### 10-1 基礎仕訳練習問題

【問題 11】

次の取引を仕訳しましょう。ただし、消費税は考慮しないものとする。

|       |      |       |       |       |
|-------|------|-------|-------|-------|
| 現 金   | 普通預金 | 売 掛 金 | 車両運搬具 | 借 入 金 |
| 仕 入 高 | 給 料  | 保 険 料 | 広告宣伝費 | 地代家賃  |

1. 店舗の火災保険料¥300,000 を現金で支払った。
2. 広告料¥280,000 を現金で支払った。
3. 営業用トラック¥1,750,000 を購入し、代金は現金で支払った。  
(諸経費は考慮しない)
4. 事務所の家賃¥480,000 を現金で支払った。
5. 得意先名古屋商店から売掛金¥1,000,000 が普通預金口座に振り込まれた。
6. 商品¥60,000 を仕入れ、代金は現金で支払った。
7. 給料¥500,000 を現金で支払った。(源泉税等は考慮しない)

| No. | 借方科目 | 借方金額 | 貸方科目 | 貸方金額 |
|-----|------|------|------|------|
| 1   |      |      |      |      |
| 2   |      |      |      |      |
| 3   |      |      |      |      |
| 4   |      |      |      |      |
| 5   |      |      |      |      |
| 6   |      |      |      |      |
| 7   |      |      |      |      |